

教員に関する事項について

「言語聴覚士学校養成所指定規則」、「言語聴覚士養成所指導ガイドライン」等の
教育に関連する見直しの主な検討事項 ―要望書事項の全体像①―

第1回言語聴覚士学校養成所 カリキュラム等改善検討会
令和4年1月28日

資料4
(一部改変)

1. 教育内容及びその単位数の見直し等に関する事項

(1) 言語聴覚士学校養成所指定規則における教育内容とその単位数の見直し及び教育目標の新設について

文部科学大臣の指定した学校、都道府県知事の指定した言語聴覚士養成所における教育内容及びその単位数について見直すとともに、教育内容ごとに立てる教育目標について検討する。

(2) 厚生労働大臣の指定する科目の見直しと教育する養成施設における「指定科目の審査基準」の新設について

文部科学大臣の指定した学校、都道府県知事の指定した言語聴覚士養成所、並びに厚生労働大臣の指定する科目を教育する学校における教育内容、単位数等の水準を揃えるため、言語聴覚士学校養成所指定規則に準じた指定科目の審査基準となるよう検討する。

(3) 教育上必要な機械器具、標本及び模型について

教育内容の見直しに即した機械器具、標本及び模型として、標準に整備する品目について検討する。 第1回(1/28)にて意見確認対象

2. 臨床実習の在り方に関する事項

(1) 臨床実習の中で実践学習すべき範囲の見直しについて

言語聴覚士を取り巻く環境変化に求められる教育とするため、臨床実習の中で実践学習すべき領域の見直しの検討をする。

(2) 臨床実習の段階的な実施方法の導入とその教育目標の新設について

臨床実習の教育的効果を高めるために、早期から段階的に取り組むことができる実習形態とその教育目標について検討する。

(3) 臨床実習における実習指導者の担当学生人数について

臨床実習の新たな実施方法を導入する要望に伴い、実習形態ごとに教授するのに適当な実習指導者の担当学生人数について検討をする。

(4) 臨床実習施設において有することが求められる設備について

言語聴覚士の臨床実習施設として利用する病院において実習用設備として有することが求められる設備について見直しの検討を行う。

(5) 臨床実習を実施する主たる施設の新設について

実習施設の医療提供内容による実習内容の差異を考慮し、臨床実習の質を担保するための主たる実習施設を設置することについて検討する。

(6) 臨床実習指導者の新たな要件(必須研修)の追加と既存類似研修修了者の扱いについて

臨床実習指導の質を高めるために、臨床実習指導者の要件に厚労省で定める必須研修を追加し充実させるとともに、既にある類似の研修を修了した者における扱いについて検討する。

(7) 臨床実習前後の評価の実施について

臨床実習に臨む前後の学生に対し、養成施設において知識、技術及び態度等の到達状況の把握、指導、学習成果の評価を実習の単位数に含めることについて検討する。

第2回(4/22)の意見確認対象

3. 教員に関する事項

(1) 教員に関する事項について

教員の質を担保しつつ能力の向上を行うため、教員に関する事項について見直しを検討する。

(2) 教員の配置人数について

教育内容を充実させる要望に伴い、各教育内容を教授するのに適当な教員の配置人数について検討する。

(3) 専任教員の担当業務時間数について

専任教員の授業外業務等の負担を考慮し、1週間あたりの担当授業時間数について検討する。

(4) 専任教員となるにあたり必要となる要件について

専任教員の教育・指導力向上のため、専任教員となるにあたり必要となる要件として追加する事項を検討する。

(5) 臨床実習調整者の配置について

養成施設における臨床実習の計画作成、調整、進捗管理等を行う者として、専任教員から必須配置することについて検討する。

第6回(本日)の意見確認対象

4. その他に関する事項

(1) 第三者による外部評価について

養成施設の質を担保するための外部評価とその結果公表の実施について検討する。

言語聴覚士 国家試験受験資格ごとに求められる必須内容

第2回言語聴覚士学校養成所
カリキュラム等改善検討会

資料1

令和4年4月22日

◎：必須、○：参考、—：対象外

	具体的記載のある主な内容	法第33条 第1号		法第33条 第2号		法第33条 第3号		法第33条 第4号	法第33条 第5号	
		学校 ※1	養成所 ※2	学校 ※1	養成所 ※2	学校 ※1	養成所 ※2		学校 ※1	養成所 ※2
言語聴覚士 学校養成所指定規則	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の内容、単位数 ・教員の数 ・専任教員の数、要件 等 	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎
言語聴覚士養成所 指導ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ・専任教員の担当授業時間 ・臨床実習1単位の時間数 ・選択必修分野の内訳（推奨） ・教育上必要な機械器具、模型 ・実習指導者の要件、担当学生数 等 	○	◎ ※3	○	◎ ※3	○	◎ ※3	○	○	◎ ※3
言語聴覚士法第33条 第4号の規定に基づ き厚生労働大臣の指 定する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・大学で修め必要がある科目 ※指定規則と整合性ある教育内容 	—	—	—	—	—	—	◎	—	—

※1 文部科学大臣が指定した学校

※2 都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所

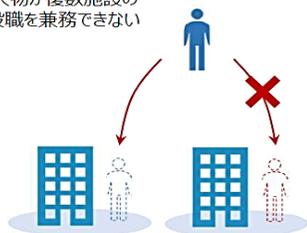
※3 都道府県への技術的助言として

専任

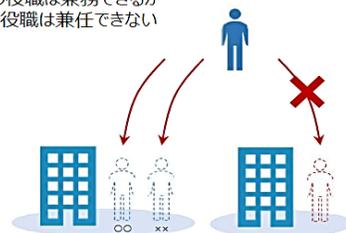
職務の従事や事業所への所属等について、兼務せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求める規制

例えば、施設の「管理者」について、当該施設の他の業務の兼務を許容していても、他の施設の「管理者」になることを一部でも制限している場合は専任規制に該当する。

同一人物が複数施設の同じ役職を兼務できない



同一施設の別の役職は兼務できるが別の施設の同じ役職は兼任できない



常駐

(物理的に) 常に事業所や現場にとどまることを求める規制



場所にとどまる必要があり、テレワーク等の遠隔での関与が許容されない

デジタル庁HP抜粋

○ 大学設置基準の規定

第12条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。

2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。

※ 設置認可審査において個々の教員の資格審査を通じて専任性の確認が行われており、各大学にとって、実務家教員含めどのような教員であれば専任教員として扱うことができるかは設置審での審査を待つ必要がある。
(届出設置の場合は設置審での審査は無い)

※ 大学設置基準は、学部等(教育課程毎)に必要な最低専任教員数を規定しているものであり、各大学で実際に雇用されている教員数とは一致しない。

教員の要件に関する事項

教員の質を担保しつつ能力の向上を図るため、教員の要件を見直す意見について、どう考えるか。

<現行>

言語聴覚士学校養成所指定規則 ※人数については次頁

- 言語聴覚士の養成に必要な指定科目を教授するのに適当な数の教員を有する。

※修業年限3年以上の文科省指定の学校、都道府県知事指定の言語聴覚士養成所（法第33条第1号）

- 5人以上（1学級増すごとに3人追加）は、医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する者の専任教員とする。
- 専任教員のうち、少なくとも3人は言語聴覚士の業務を5年以上業として行った言語聴覚士である。

言語聴覚士養成所指導ガイドライン

- 専任教員の数は、定員又は学級数に応じて増加する。
- 専任教員の1人1週間当たりの担当授業時間数は過重にならないよう15時間を標準とする。

※教員教及び専任教員の数は、指定規則と同記載。

要望書提案内容

- 言語聴覚士の養成に必要な指定科目を教授するのに適当な数の教員を有する。
- 専任教員の数は、定員又は学級数に応じて増加すること。

（変更内容）

- 6人以上（1学級増すごとに3人追加）は、医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する者の専任教員とし、少なくとも4人は言語聴覚士とする。 ※人数提案については次頁で内容を記載。
- 言語聴覚士の養成に必要な指定科目を教授するのに適当な数の教員を有し、担当科目に応じてそれぞれ相当の経験を有する医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識を有する者であることを原則とする。
- 1人1週間当たりの担当授業時間数は過重にならないよう10時間を標準とする。

（追加内容）

- 1つの養成施設の1つの課程に限り専任教員となれる。
- 専ら養成施設における養成に従事するものとする。
- 臨床に携わるなどにより、臨床能力の向上に努める。
- 言語聴覚士の専任教員は、5年以上言語聴覚療法に関する業務に従事した者であって、厚生労働大臣の指定する指針に基づく以下の講習会を修了した者とする。 ※指針については次頁で内容を記載。
 - ・日本言語聴覚士協会又は全国リハビリテーション学校協会が実施するもの。
- 養成施設は、臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う者（実務調整者）として、専任教員から1名以上配置する。

<現状における専任教員の実務状況>

※1週間の平均時間

※月～金曜で集計

	授業	会議・委員会	臨床活動	学生指導	研究・その他	合計
大学	15.2時間	4.6時間	4.4時間	9.8時間	7.5時間	41.5時間
3年課程	13.2時間	5.2時間		10.2時間	10.2時間	40.9時間
2年課程	14.2時間	4.9時間		5.0時間	5.0時間	34.0時間

要望書抜粋：
2021年日本言語聴覚士協会調べ

論点・懸念点

- ・ 専門学校等を含めて、言語聴覚士が医育機関に従事しながら臨床能力の向上はどのように努めるのか。
- ・ 専任教員の担当授業時間数（15時間）は養成所に向けた指導ガイドラインにて、養成所の専任教員に課せられていたものであるが、文科省指定の学校も含めた全ての養成施設の専任教員において10時間としたい要望と理解していいか。

養成施設に求められる教員人数に関する事項

要望事項（新規科目の追加や教育内容の拡充、専任教員の担当授業時間数の削減、専任教員の中で臨床実習の進捗管理等を行う実務調整担当の配置等）による教育の質向上のための見直しに伴い、教員の数についても見直しを図る意見について、どう考えるか。

教員の人数（現行）

言語聴覚士学校養成所指定規則

修業年限3年以上の文科省指定の学校、都道府県知事指定の言語聴覚士養成所（法第33条第1号）※2号、3号は下表を参照

- 別表第1に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち5人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに3を加えた数）以上は医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する者（以下「医師等」という。）である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては3人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに1を加えた数）、その翌年度にあつては4人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに2を加えた数）とすることができる。
- 専任教員のうち少なくとも3人は、免許を受けた後法第2条に規定する業務を5年以上業として行った言語聴覚士（以下「業務経験5年以上の言語聴覚士」という。）であること。ただし、業務経験5年以上の言語聴覚士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては1人、その翌年度にあつては2人とすることができる。

	専任教員数	うち臨床業務経験5年以上の言語聴覚士
修業年限3年以上（法第33条第1号）	5人以上	3人以上
修業年限2年以上（法第33条第3、5号）	4人以上	2人以上
修業年限1年以上（法第33条第2号）	3人以上	1人以上

言語聴覚士養成所指導ガイドライン

- 教員教及び専任教員の数は、指定規則と同記載のため、略。

要望書提案内容

言語聴覚士学校養成所指定規則

修業年限3年以上の文科省指定の学校、都道府県知事指定の言語聴覚士養成所（法第33条第1号）※2号、3号は下表を参照

- 別表第1に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち6人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに3を加えた数）以上は医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する者（以下「医師等」という。）である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては3人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに1を加えた数）、その翌年度にあつては4人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに2を加えた数）とすることができる。
- 専任教員のうち少なくとも4人は、免許を受けた後法第2条に規定する業務を5年以上業として行った言語聴覚士（以下「業務経験5年以上の言語聴覚士」という。）であること。ただし、業務経験5年以上の言語聴覚士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては1人、その翌年度にあつては2人とすることができる。

	専任教員数	うち臨床業務経験5年以上の言語聴覚士
修業年限3年以上（法第33条第1号）	6人以上	4人以上
修業年限2年以上（法第33条第3、5号）	5人以上	3人以上
修業年限1年以上（法第33条第2号）	4人以上	2人以上

言語聴覚士養成所指導ガイドライン

- 教員教及び専任教員の数は、指定規則と同記載のため、略。

論点・懸念点

- ・ 需要過多にある言語聴覚士において、各学校養成所（73校）は追加する人数分の専任教員を集められる状況にあるのか。
- ・ 前頁で要望している専任教員の担当授業時間数（15時間⇒10時間）を行った場合、差分5時間×5人（専任教員）＝25時間となり、1人追加ではカバーできないが、これは専任教員以外が行っても差し支えない範囲の授業が含まれていることと理解していいか。

専任教員となるにあたり必要となる要件に関する事項について（1-1）

教育の質向上のため、専任教員の要件について関係団体からの見直し提案をどう考えるか。

専任教員の関係部分人数（現行）

言語聴覚士学校養成所指定規則

修業年限 3年以上の文科省指定の学校、都道府県知事指定の言語聴覚士養成所（法第33条第1号）

※2号、3号は人数以外の違いがないため略

○ 専任教員のうち少なくとも3人は、免許を受けた後、業務経験5年以上の言語聴覚士であること。

言語聴覚士養成所指導ガイドライン

○ 教員教及び専任教員の数は、指定規則と同記載のため、略。

要望書提案内容

（追加内容）

- 言語聴覚士の専任教員に求められる教育学の知識は、教育の本質・目標、心身の発達と教育課程、教育の方法・技術として明文化し、複数科目の履修を求めることとしたい。なお、科目等履修による取得も可能とする。
- 言語聴覚士の専任教員は、業務経験5年以上の言語聴覚士であって、厚生労働大臣の指定する指針に基づく以下の講習会（17単位：360時間）を修了した者としてほしい。※指針案は次頁に記載。
 - ・ 日本言語聴覚士協会又は全国リハビリテーション学校協会が実施するもの。
- 以下のものはこの限りではないとしたい。なお、実効的な目的達成のため、施行後3年の猶予期間を設けたい。
 - ・ 業務経験5年以上の言語聴覚士であって、大学等において教育学に関する科目を4単位以上修めた者
 - ・ 業務経験5年以上の言語聴覚士であって、科目等履修において教育学に関する科目を4単位以上修め、かつ臨床実習指導者講習会（16時間以上）を修了した者
 - ・ 業務経験3年以上の言語聴覚士であって、大学院において教育学に関する科目を4単位以上修め、課程を修了した者
 - ・ 上記と同等以上の知識と技術を有する者
 - ・ 既に専任教員である者
- 厚生労働大臣の指定する指針に基づく当該団体の講習会のうち、臨床実習指導者講習会（16時間以上）の修了者は指針の教育内容（臨床実習教育：60時間）を免除としたい。※指針案については次頁で内容を記載。
- 大学（大学院）卒業は、指針の教育内容（研究方法：30時間、管理と運営：60時間）を免除としたい。

論点・懸念点

- ・ 専任教員にどのような背景事情があり、求められる教育内容とそれに要する講習時間（科目単位）を算出しているのか。
- ・ 経過とともに内容が反れることが起きぬよう、特定の講習会を指定するのではなく、指針として定める基準に則った講習に統一して要件とすべきではないか。
- ・ 講習会（360時間）は、業務経験5年以上（3年以上）かつ大学（大学院）にて教育学に関する科目（4単位）を履修（履修し、課程を修了）と整合性あるものとして整理し、要望にて提案したと理解していいか。
- ・ 「同等以上の知識と技術を有する者」とは具体的に何を指すのか。
- ・ 教育の質向上が目的ならば、医育機関に従事する経験が5年以下の者等を既に専任教員である者と一律に免除対象としてよいのか。

専任教員となるにあたり必要となる要件に関する事項について (1-2)

免除内容：講習会の臨床実習教育（60時間）、研究方法（30時間）、管理・運営（60時間）に関する部分

①	ST大学4年課程	実務経験 5年以上	→
	教育学に関する科目 4単位（60～120時間）		

免除内容：実務経験2年、講習会の研究方法（30時間）、管理・運営（60時間）に関する部分

②	ST専門～大学 1～4年課程	実務経験 3年以上	大学院 教育学に関する科目4単位 （60～120時間）	→

③	ST専門～大学等 1～4年課程	実務経験 5年以上	専任教員講習会 教育学（210時間）、臨床実習教育（60時間）、 研究方法（30時間）、管理・運営（60時間）	→

免除内容：講習会の研究方法（30時間）、管理・運営（60時間）に関する部分

④ a	ST大学4年課程又は大学院	実務経験 5年以上	①科目等履修（教育学4単位） ＋臨床実習教育（60時間）又は臨床実習指導者講習会 ②専任教員講習会（教育学） ＋臨床実習教育（60時間）又は臨床実習指導者講習会	→
	教育学に関する科目 未取得			

免除内容：講習会の臨床実習教育（60時間）、研究方法（30時間）、管理・運営（60時間）に関する部分

④ b	ST大学4年課程又は大学院 （新カリキュラム）	実務経験 5年以上	科目等履修（教育学4単位） 又は 教育学（210時間）	→
	教育学に関する科目 未取得			

免除内容：講習会の教育学（210時間）に関する部分

⑤	一般大学4年課程 又は大学院	ST養成施設 1～4年 課程	実務経験 5年以上	講習会 臨床実習教育（60時間） 又は臨床実習指導者講習会 研究方法（30時間）、管理運営（60時間）	→
	教育学に関する科目取得 4単位（60～120時間）				

※施行前から継続して専任教員である者は、要件なし

⑥	附則 施行以前に既に専任教員である者	→
---	-----------------------	---

専任教員として認める者

要望書提案内容

専任教員講習として、厚生労働省が指定する指針内容は以下としたい。

(通知) 専任教員養成講習会の開催指針 (案) (要望書一部抜粋)

第1 趣旨

本指針は、言語聴覚士学校養成施設指定規則に規定する「専任教員養成講習会」の形式、内容等を定めることにより、講習会の質の確保を図り、もって教員及び言語聴覚士養成の質の向上に資することを目的とするものである。

第2 開催指針

1. 開催実施担当者

次に掲げる者で構成される講習会実施担当者が、講習会の企画、運営、進行等を行うこと。

- (1) 講習会主催責任者 1名以上
 - ※ 講習会を主催する責任者
 - ※ (2)との兼務も可
- (2) 講習会企画責任者 1名以上
 - ※ 企画、運営、進行等を行う責任者
- (3) 講師 以下のいずれかを満たすこと
 - グループ討議の1グループ当たり1名以上
 - ※ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員又はこれと同等以上の能力を有する者
 - ※ 言語聴覚士の専任教員として5年以上の経験を有する者

2. 指導者講習会の開催期間

講習会は、17単位(360時間)以上であること。但し、3分の2以上は対面講習であることとし、eラーニングは3分の1を超えないこと。

3. 受講対象者

実務経験4年以上の言語聴覚士

4. 講習会における教育内容 **※次頁に記載**

別添1の教育内容及び目標を標準とすること。
※各区分の単位数及び時間数は参考値とすること

5. 講習会におけるテーマ

専任教員養成講習会におけるテーマ、次の1)～○)に掲げる項目を含むこと。また、必要に応じて○)及び○)に掲げる項目を加えること。

- 1) 基礎分野
- 2) 教育基礎分野
- 3) 教育方法
- 4) 臨床実習教育
- 5) 管理と運営

論点・懸念点

- ・ 前頁の要望にある言語聴覚士の専任教員に求められる教育学の知識(教育の本質・目標、心身の発達と教育課程、教育の方法・技術)と講習会におけるテーマは整合性があると示せるのか。
- ・ ○)は何か。

専任教員となるにあたり必要となる要件に関する事項について (2-2)

(通知) 専任教員養成講習会の開催指針 (案) 別添 1 (要望書一部抜粋) (つづき)

< 要望書抜粋 >

言語聴覚士の専任教員に求められる教育学の知識
(教育の本質・目標、心身の発達と教育課程、教育の方法・技術)

< 専任教員養成講習会の開催指針 (案) 抜粋 >

5. 講習会におけるテーマ
1) 基礎分野 2) 教育基礎分野 3) 教育方法
4) 臨床実習教育 5) 管理と運営

区分	教育内容	目 標	単位数	時間数
基礎分野	教育の役割	現代社会の構造と教育の役割について学ぶ	2	30
	医療社会福祉制度	現行の法律や制度を学ぶ		
	言語聴覚士の職域	言語聴覚士の職域について学ぶ		
	初等中等教育の実際	高校までの学校教育の実際を学ぶ		
	青年期の心理的特徴	現代の若者の心理的特徴を学ぶ		
	教育原理	教育の本質を学ぶ		
教育心理学	学習理論・学習モデル・発達心理等を学ぶ			
教授方法	授業目的に合わせた教授方法を学ぶ			
教育評価	評価の目的や種類を学ぶ			
教育方法各論	科目構成	カリキュラム構成の実際を学ぶ	4	120
	授業設計	シラバスを作成し、授業を設計できるようにする		
	授業評価	授業の評価を学ぶ		
	成績評価	目標に合わせた試験問題を作成できるようにする		

臨床実習教育	実習の種類と方法	診療参加型臨床実習の考え方と方法を学ぶ	2	60
	指導の方法	行動を変えるための指導方法を学ぶ		
	評価の基準	実習に使われる評価方法を学ぶ		
	指導者論	臨床実習指導者に必要な資質について学ぶ		
研究方法	研究法	研究の種類と設計の要点を学ぶ	1	30
	統計学	デザインに合わせた統計手法を学ぶ		
	研究法演習	研究のデザインについて学ぶ		
管理と運営	リハビリテーション理念と職種	様々な職種の役割を理解する	4	60
	関連法規	コンプライアンス 労務管理の考え方などを理解する		
	職種間連携	対象者中心のリハビリテーションのために職種間の連携について理解する		
	人間関係論	良好なコミュニケーションと業務の遂行のために人間関係論を学ぶ		
合 計			17	360